参照条文目次独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案

$\circ$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	0	$\bigcirc$	$\bigcirc$	0	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	0	$\bigcirc$
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)(抄)1	独立行政法人海員学校法(平成十一年法律第二百十四号)(抄)17	独立行政法人海技大学校法(平成十一年法律第二百十二号)(抄)16	独立行政法人北海道開発土木研究所法(平成十一年法律第二百十一号)(抄)16	独立行政法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号)(抄)16	独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)(抄)13	国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)(抄)12	雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(抄)12	自動車検査登録特別会計法(昭和三十九年法律第四十八号)(抄)12	治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)(抄)1	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)(抄)10	道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)(抄)10	道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)(抄)10	財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律(昭和三十年法律第八十号)(抄)	国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)(抄)	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)(抄)	労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)(抄)	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)(抄)1	国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)(抄)1	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)(抄)1

○船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)(抄)

第十七条 被保険者トス但シ国又ハ地方公共団体ニ使用セラルル者ニシテ恩給法ノ適用ヲ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ 船員法 (昭和二十二年法律第百号)第一条ニ規定スル船員(以下船員ト称ス)トシテ船舶所有者ニ使用セラルル者ハ船員保険

○国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)(抄)

(懲戒の場合)

第八十二条 (略)

八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続く職員とし 在職期間」という。)中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。 としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。 としての在職期間(当該退職前に同様の退職 引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職国家公務員等として在職した後、 される者 採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、 ての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。)又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定によりかつて 公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続く職員 十九号) 第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用 (以下この項において「特別職国家公務員等」という。) となるため退職し、 任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、 (以下この項において「先の退職」という。)、特別職国家公務員等としての在職及び職員 地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律 同様とする。 引き続き特別職国家公務員等として在職した後、 以下この項において「要請に応じた退職前の 引き続き一以上の特別職国家 職員が、

○特定独立行政法人等の労働関係に関する法律 (昭和二十三年法律第二百五十七号)

(労働組合法との関係等)

十四年法律第百七十四号。 「労働組合を代表する交渉委員」と、 「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」とあり、 「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律による紛争の調整」と読み替えるものとする。 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法 第二十八条、第三十一条並びに第三十二条の規定を除く。)の定めるところによる。この場合において、 第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条、第十八条、 同条第四号中 「労働関係調整法 及び同法第七条第二号中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるの (昭和二十一年法律第二十五号) 第二十四条の二第一項及び第二項、 による労働争議の調整. 同法第六条 (昭和二 とある

#### 2·3 (略

(職員の団結権)

第四条 職員は、 労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、 若しくは加入しないことができる。

2 者の範囲を認定して告示するものとする。 委員会は、 職員が結成し、又は加入する労働組合(以下「組合」という。 ) について、 職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する

3~5 (略)

第三章 団体交渉等

(団体交渉の範囲)

第八条 を締結することができる。ただし、 第十一条及び第十二条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、 特定独立行政法人等の管理及び運営に関する事項は、 団体交渉の対象とすることができない。 団体交渉の対象とし、これに関し労働協約

一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

二 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項

一 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

(交渉委員等)

第九条 う。 特定独立行政法人等と組合との団体交渉は、 専ら、 特定独立行政法人等を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行

第十条 特定独立行政法人等を代表する交渉委員は当該特定独立行政法人等が、組合を代表する交渉委員は当該組合が指名する。

特定独立行政法人等及び組合は、交渉委員を指名したときは、その名簿を相手方に提示しなければならない。

第十一条 (苦情処理) 前二条に定めるもののほか、交渉委員の数、 交渉委員の任期その他団体交渉の手続に関し必要な事項は、 団体交渉で定める。

第十二条 同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。 特定独立行政法人等及び組合は、 職員の苦情を適当に解決するため、 特定独立行政法人等を代表する者及び職員を代表する者各

2 苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項は、団体交渉で定める。

(資金の追加支出に対する国会の承認の要件)

ものではない。また、 国有林野事業を行う国の経営する企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、 国会によつて所定の行為がされるまでは、そのような協定に基づいていかなる資金といえども支出してはならない 政府を拘束する

c

2 された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。 前項の協定をしたときは、政府は、その締結後十日以内に、事由を附しこれを国会に付議して、その承認を求めなければならない。 国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に付議しなければならない。 国会による承認があつたときは、この協定は、 それに記載

第四章 争議行為

(第十七条に違反した職員の身分)

第十八条 前条の規定に違反する行為をした職員は、解雇されるものとする。

第六章 あつせん、調停及び仲裁

特定独立行政法人等担当委員)

第二十五条 員」という。) 並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員が結成し、又の推薦に基づき任命された同項に規定する六人の委員 ( 次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当使用者委 員」という。)、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人、国有林野事業を行う国の経営する企業又は日本郵政公社 らかじめ指名する六人の委員及び会長(次条第二項、 は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する六人の委員(次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立」 項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、 人等担当労働者委員」という。)のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。 (あつせん) 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、 第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人等担当公益委 公益を代表する委員のうち会長があ 次条第二項及び第二十九条第四

第二十六条 の決議により、あつせんを行うことができる。 委員会は、特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会

2 を得て委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。 等担当労働者委員若しくは第二十九条第四項の調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意 前項のあつせんは、委員会の会長が特定独立行政法人等担当公益委員、 特定独立行政法人等担当使用者委員若しくは特定独立行政法人

3 該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、 前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、 あつせん員を指名する。ただし、委員会の会長が

4 つせん員 (委員会の委員又は労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方調整委員である者を除く。 次項において同じ。) は、 政

令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる

- 5 あつせん員又はあつせん員であつた者は、その職務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。
- 6 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十三条及び第十四条の規定は、 第一項のあつせんについて準用する。

(調停の開始)

第二十七条 委員会は、次の場合に調停を行う。

- 一 関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき。
- 一 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に調停の申請をしたとき。
- 一 関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行う必要があると決議したとき。
- 一委員会が職権に基き、調停を行う必要があると決議したとき。
- 五 主務大臣が委員会に調停の請求をしたとき。

(委員会による調停)

第二十八条 委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会によつて行う。

(調停委員会)

第二十九条 組織する。ただし、特定独立行政法人等を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、 調停委員会は、公益を代表する調停委員、 特定独立行政法人等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で 同数でなければならない。

- 2 等担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。 公益を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当公益委員のうちから、特定独立行政法人等を代表する調停委員は特定独立行政法人
- 3 該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。 の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、委員会の会長が当 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、 委員会
- 停委員候補者名簿に記載されている者のうちから、 委員会の会長は、 必要があると認めるときは、 前 調停委員を委嘱することができる。 一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣があらかじめ委員会の同意を得て作成した調
- 前項の規定による調停委員は、 政令で定めるところにより、 報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

三十条 削除

報告及び指示)

委員会は、調停委員会に、その行う事務に関し報告をさせ、 又は必要な指示をすることができる。

(調停に関する準用規定)

第三十二条 労働関係調整法第二十二条から第二十五条まで、 第二十六条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定は、 調停委員会及び

調停について準用する。

(仲裁の開始)

第三十三条 委員会は、次の場合に仲裁を行う。

- 一 関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 二 関系当事者の一方が労働協力の官で書いて委員がご中裁の申書
- 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に仲裁の申請をしたとき。 委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、 なお紛争が解決しない場合において、 関係当事者の一方が委員会に仲裁
- 委員会が、あつせん又は調停を行つている事件について、 仲裁を行う必要があると決議したとき。
- 五 主務大臣が委員会に仲裁の請求をしたとき。

の申請をしたとき。

(仲裁委員会)

2

第三十四 条委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によつて行う。

- のうちから指名する三人若しくは五人の仲裁委員で組織する。 仲裁委員会は、特定独立行政法人等担当公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が特定独立行政法人等担当公益委員
- 3 あるのは「委員」と読み替えるものとする。 において、第三十一条の四中「仲裁委員二人以上」とあるのは 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、 「仲裁委員の過半数」と、 第三十一条の五中「委員又は特別調整委員」と 仲裁及び裁定について準用する。 この場合

(委員会の裁定)

第三十五条 これに服従しなければならない。 特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、 当事者は、 双方とも最終的決定として

- 2 障が生ずることのないように、できる限り努力しなければならない。 政 が府は、 特定独立行政法人がその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定を実施した結果、その事務及び事業の実施に著しい支
- 3 努力しなければならない。ただし、国有林野事業を行う国の経営する企業の予算上又は資金上、 ついては、 政府は、 第十六条の定めるところによる。 国有林野事業を行う国の経営する企業とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定が実施されるように、 不可能な資金の支出を内容とする裁定に できる限り

○労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)(抄

#### (労働組合)

的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目 左の各号の一に該当するものは、 この限りでない。

- る機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接にてい触する監督的 位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの 役員、 雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、 使用者の労働関係についての計画と方針とに関す
- 止し、 くものとする。 使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことな 若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除 且つ、 厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防
- 二 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの
- 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの

(労働組合として設立されたものの取扱)

第五条 参与する資格を有せず、且つ、この法律に規定する救済を与えられない。但し、 否定する趣旨に解釈されるべきではない。 労働組合は、 労働委員会に証拠を提出して第二条及び第二項の規定に適合することを立証しなければ、この法律に規定する手続に 第七条第一号の規定に基く個々の労働者に対する保護を

2 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

- 一名称
- 一主たる事務所の所在地
- 利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。 連合団体である労働組合以外の労働組合 (以 下 「単位労働組合」という。) の組合員は、 その労働組合のすべての問題に参与する権
- 何人も、いかなる場合においても、 人種、 宗教、 性別、 門地又は身分によつて組合員たる資格を奪われないこと。
- 五. 模をもつ労働組合にあつては、その役員は、 記名投票により選挙されること。 単位労働組合にあつては、その役員は、 組合員の直接無記名投票により選挙されること、 単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無 及び連合団体である労働組合又は全国的規
- 、総会は、少くとも毎年一回開催すること。
- すべての財源及び使途、 主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、 組合員によつて委嘱された職業的に資格が

る会計監査人による正確であることの証明書とともに、 少くとも毎年一回組合員に公表されること。

同盟罷業は、 組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始

ある労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、 選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと。 単位労働組合にあつては、その規約は、 組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと、 その規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により 及び連合団体で

(法人である労働組合)

第十一条 この法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、 て法人となる。 その主たる事務所の所在地において登記することによっ

2 • 3

○港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号)

、港湾区域内の工事等の許可

おいて、 法律第五十七号)第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。 港湾区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は公共空地の占用 左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。但し、 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)内に 公有水面埋立法(大正十年

港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取

水域施設、 外郭施設、係留施設、運河、 港湾の開発、 用水きよ又は排水きよの建設又は改良 (第一号の占用を伴うものを除く。)

利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為

2

前各号に掲げるものを除き、

3 国又は地方公共団体が、第一項の行為をしようとする場合には、第一項中「港湾管理者の許可を受け」とあるのは 前項中「許可をし」とあるのは 「協議に応じ」と読み替えるものとする。 「港湾管理者と協議

4 許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。但し、 港湾管理者は、 条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、港湾区域内の水域又は公共空地に係る第 前項に規定する者の協議に係るものについては、 一項第一号又は第二号の この限りで

略

# ○国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)(抄)

(適用範囲)

する。 独立行政法人通則法 員及び日本郵政公社の役員を除く。 十一条の四第一 この法律の規定による退職手当は、 項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに (平成十一年法律第百三号) 以下「職員」という。)が退職した場合に、その者 常時勤務に服することを要する国家公務員 第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。 (国家公務員法 (死亡による退職の場合には、 (昭和二十二年法律第百二十号) その遺族)に支給 役

2 (失業者の退職手当) 職員以外の者で、 その 勤務形態が職員に準ずるものは、 政令で定めるところにより、 職員とみなして、 この法律の規定を適用する。

第十条 」という。 に第二号イ又は口に掲げる期間が含まれているときは、 基本手当の支給の条件に従い、 当等のほ り捨てる。) に等しい日数 (以下この項において「待期日数」という。) を超えて失業しているときは、 ものとし、 定める期間 規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、 いて「基準勤続期間」という。)の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、 退職した職員の勤続期間 令で定める官署又は事務所とする。 務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算する る額に満たないものが、 項第一号に規定する離職の日と、 第一 えては支給しな 勤続期間六月以上で退職した職員 一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数(一未満の端数があるときは、 か、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、 であつたことがあるものについては、 その加算された期間が四年を超えるときは、 (当該期間内に妊娠、出産、 当該退職した職員を雇用保険法 (当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者(以下この条において 公共職業安定所 同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定める者を同項に 以下同じ。 育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、 (第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。 (政令で定める職員については、 を通じて支給する。 当該職員等であつた期間を含むものとし、 当該同号イ又は口に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。 四年とする。次項において「支給期間」という。)内に失業している場合におい (昭和四十九年法律第百十六号) ただし、 同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分 その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政 第十五条第一項に規定する受給資格者と、 )であつて、 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間 退職手当として、 第一号に掲げる額が第二号に掲げ 当該退職の日を同法第二十条第 第一号に規定する一 同法の規定による 以下この条にお 当該各号に 般の退職手 これを切 「職員等

その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当 (以下「一 般の退職手当等」という。 0

本手当の日額にその者に係る同法第二十二条第一項に規定する所定給付日数(次項において「所定給付日数」という。)を乗じて得た する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期 当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定

の期間内にないときは、 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前 当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間 の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前 年

口 日以前の職員等であつた期間 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、 当該退職手当の支給に係る退 職

2 15 (略)

(退職手当の支給の一時差止め)

第十二条の二 差し止めることができる。 者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、 信頼を確保し、 に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、 及び日本郵政公社の総裁をいう。 各省各庁の長等 退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、 (財政法 以下同じ。) (昭和二十二年法律第三十四号) は、 その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実 退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、 第二十条第二項に規定する各省各庁の長、 一般の退職手当等の支給を一時 特定独立行政 公務に対する国民の 法人の長 その

2~8 (略)

(退職手当の返納)

第十二条の三 刑に処せられたときは、 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 各省各庁の長等は、 その支給をした一般の退職手当等の全部又は 一部を返納させることができる。 禁錮以上の

2 (略

○財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律 (昭和三十年法律第八十号)

(抄)

(譲与)

有の財産を譲与することができる。 行う船員の福利厚生に関する事業の用に供させるため、 政府は、この法律の施行の際現に東京都に主たる事務所を有する財団法人日本海員会館(以下「財団」という。 他の法令の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に財団に使用させている国 ) に対し、 財団が

則

2 も当該財産を無償で使用することができる。 第一条に規定する国有の財産で同条の規定による譲与の際現に国が海技専門学院の用に供しているものについては、 国は、 当該 | 譲与後

○道路整備費の財源等の特例に関する法律 (昭和三十三年法律第三十四号)

(定義

第二条 この法律において「道路整備費」とは、 維持及び修繕に関する事業(これに密接に関連する環境対策事業その他の政令で定める事業を含む。 いう。)の実施に要する国が支弁する経費をいう。 高 速自動車国道及び一般国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、 以下「道路の整備に関する事業」と

○道路整備特別会計法 (昭和三十三年法律第三十五号)

、歳入及び歳出

第三条 この会計においては、 次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

独立行政法人土木研究所法 (平成十一年法律第二百五号) 第十三条第三項の規定による納付金

○国家公務員共済組合法 (船員組合員の資格の得喪の特例) (昭和三十三年法律第百二十八号) 抄

第百十九条 喪については、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の定めるところによる。 船員保険の被保険者(以下「船員」という。) である組合員 (以下「船員組合員」という。)の船員組合員としての資格の得

特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い)

第百二十四条の三 定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者 臨時

条中 独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する 該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する 大学法人等」と、 特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立 三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第八条第一項中「及び当 に使用される者その他の この場合においては、 特 定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、 「特定独立行政法人」とあるのは 第四章中「公務」とあるのは 第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは 政令で定める者を含まないものとする。 「特定独立行政法人、 「業務」と、 独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、 第九十九条第五項から第七項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは ) は、 職員とみなして、この法律の規定を適用する 第百二条第一 「並びにその所管する特定独立行政法人、 項及び第四項並びに第百二十二 国立大学法人等」とするほか、

別表第三(第百二十四条の三関係)

必要な技術的読替えは、

政令で定める。

名称	根拠法
独立行政法人国立青年の家	独立行政法人国立青年の家法(平成十一年法律第百六十九号)
独立行政法人国立少年自然の家	独立行政法人国立少年自然の家法(平成十一年法律第百七十号)
独立行政法人教員研修センター	独立行政法人教員研修センター法(平成十二年法律第八十八号)
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号)
独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)
独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号)
独立行政法人メディア教育開発センター	独立行政法人メディア教育開発センター法(平成十五年法律第百十六号)
独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法(平成十一年法律第二百号)
独立行政法人日本貿易保険	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三号)

○治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)(抄)

治水勘定の歳入及び歳出)

第四条 治水勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

## 一~六 (略)

独立行政法人土木研究所法 (平成十一年法律第二百五号) 第十三条第三項の規定による納付

#### 2 (略

○自動車検査登録特別会計法(昭和三十九年法律第四十八号)(抄)

第三条 時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。 年法律第二百十八号) 交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人に対する出資金、 の繰入金、 この会計においては、自動車検査登録印紙売渡収入、道路運送車両法第百二条第二項ただし書の規定による手数料、 独立行政法人交通安全環境研究所法 第十五条第三項の規定による納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、 (平成十一年法律第二百七号) 第十五条第三項及び自動車検査独立行政法人法 交付金及び施設の整備のための補助金、 事務取扱費、 一般会計への繰入金並びに 施設費、 独立行政法人 一般会計 (平成十一

### 2 · 3 (略

## ○雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(抄

(基本手当の受給資格)

第十三条 条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、この款の定めるところにより、 る日数を一年に加算した期間 基本手当は、被保険者が失業した場合において、 (その期間が四年を超えるときは、 離職の日以前一年間 四年間)。第十七条第一項において「算定対象期間」という。)に、次 (次の各号に掲げる被保険者については、当該各号に定め 支給する。

- 被保険者でなくなつた日の前日までの日数 間労働被保険者となつた日(その日が当該離職の日以前一年間にないときは、当該離職の日の一年前の日の翌日)から当該短時間労 離職の日以前一年間に短時間労働者である被保険者(以下「短時間労働被保険者」という。)であつた期間がある被保険者 当該短
- 令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者 ができなかつた日数 離職の日以前一年間 (同号に掲げる被保険者にあつては、その日数に同号に定める日数を加えた日数: (前号に掲げる被保険者にあつては、 同号に定める日数を一年に加算した期間) 当該理由により賃金の支払を受けること に疾病、 負傷その他厚生労働省

#### 2 (略

## ○国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)(抄

## (北海道開発局)

## 第三十三条

- 2 北海道開発局は、 前項各号に掲げる事務のほか、農林水産省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務をつかさどる。
- 委託に基づき、 公共事業費(政令で定めるものを除く。)の支弁に係る国の直轄事業の実施に関すること。 前号に掲げる事業の実施に伴い必要を生じた工事を行うこと。
- 公共事業費(政令で定めるものを除く。)の支弁に係る事業の助成及びこれに伴う監督に関すること。

### 3 5

## ○独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号)

#### (定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、 おそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及 及び事業であって、 び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。 国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務 民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されない

2 分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。 支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、 この法律において「特定独立行政法人」とは、 独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい 業務の性質等を総合的に勘案して、 その役員及び職員に国家公務員の身

#### (役員の解任)

第二十三条 ときは、 その役員を解任しなければならない。 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至った

#### $\frac{2}{4}$ (略)

(業務方法書)

## 第二十八条

2 (略)

3 主務大臣は、 第一 項の認可をしようとするときは、 あらかじめ、 評価委員会の意見を聴かなければならない。

#### 4 (略)

(中期目標)

## 第二十九条 (略)

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする
- 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。 以下同じ。)

二~五(略))

3 主務大臣は、 中期目標を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、 評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第三十条 様とする。 するための計画 独立行政法人は、 (以下「中期計画」という。 前条第一 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、 を作成し、 主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、 当該中期目標を達成 同

2 (略)

3

主務大臣は、 第一 項の認可をしようとするときは、 あらかじめ、 評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 · 5 (略)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 ばならない。 独立行政法人は、 主務省令で定めるところにより、 各事業年度における業務の実績について、 評価委員会の評価を受けなけれ

2 (略)

3 対し、 して、 評価委員会は、 業務運営の改善その他の勧告をすることができる。 その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、 第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対 評価委員会は、 必要があると認めるときは、 当該独立行政法人に

ては、 評価委員会は、 その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。 前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項 (同項後段の規定による勧告をした場合にあっ

5 とができる。 審議会は、 第三項の規定により通知された評価の結果について、 必要があると認めるときは、 当該評価委員会に対し、 意見を述べるこ

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。 独立行政法人は、 中期目標の期間の終了後三月以内に、 主務省令で定めるところにより、 当該中期目標に係る事業報告書を主

F期目標に係る業務の実績に関する評価

第三十四条 独立行政法人は、 主務省令で定めるところにより、 中期目標の期間における業務の実績について、 評価委員会の評価を受けな

ければならない。

- 2 (略)
- 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 (略)

2 主務大臣は、 前項の規定による検討を行うに当たっては、 評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(財務諸表等)

第三十八条 類及びこれらの附属明細書 なければならない。 独立行政法人は、 (以下「財務諸表」という。) を作成し、 毎事業年度、貸借対照表、 損益計算書、 当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、 利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書 その承認を受

- 2 ない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。 成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見 独立行政法人は、 前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従 以下同じ。)を付けなければならない。 (次条の規定により会計監査人の監査を受けなければなら い作
- 主務大臣は、 項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、 あらかじめ、 評価委員会の意見を聴かなければならない。
- ければならない。 二項の事業報告書、 独立行政法人は、 決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、 第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、 各事務所に備えて置き、 遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、 主務省令で定める期間、 一般の閲覧に供しな 財務諸表並びに第

利益及び損失の処理)

第四十 るときは、 -四 条 その残余の額は、 独立行政法人は、 積立金として整理しなければならない。 毎事業年度、 損益計算において利益を生じたときは、 ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、 前事業年度から繰り越した損失をうめ、 なお残余があ この限り

2 きは、 独立行政法人は、 その不足額 は、 毎事業年度、 繰越欠損金として整理しなければならない。 損益計算において損失を生じたときは、 前項の規定による積立金を減額して整理し、 なお不足があると

3~5 (略)

でない。

○独立行政法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号)(抄)

削則抄

、権利義務の承継等)

第五条 (略)

2 で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、 政府から研究所に対し出資されたものとする。 承継される権利に係る土地、 建物その他の財

3·4 (略)

○独立行政法人北海道開発土木研究所法(平成十一年法律第二百十一号)

(積立金の処分)

第十二条 目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。 の額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、そ の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間 その変更後のもの) (以下この項において「中期目標の期間」という。) の の定めるところにより、 当該次の中期

2~4 (略)

(国土交通大臣の指示)

第十三条 いては、 ことを指示することができる。 研究所に対し、 国土交通大臣は、 第十一条第一号又は第二号の業務(次条第一項第二号に規定する業務を除く。)のうち必要な業務を実施すべき 国の利害に重大な関係があり、 かつ、災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められる場合にお

○独立行政法人海技大学校法(平成十一年法律第二百十二号)(抄)

(積立金の処分)

後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、 認可を受けた中期計画 額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項 大学校は、 通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間 (同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、 その変更後のもの)の定めるところにより、 (以下この項において「中期目標の期間」という。)の 同条第一項の規定による積立金があるときは、そ 当該次の中期

目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2~4 (略)

附則抄

(大学校に係る財産の無償使用)

第六条 第二項の規定に基づき無償で使用している財産を、 国は、大学校の成立の際現に国が財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律 大学校の用に供するため、 大学校に無償で使用させることができる。 (昭和三十年法律第八十号) 附則

○独立行政法人海員学校法(平成十一年法律第二百十四号)(抄)

附則抄

権利義務の承継等)

第五条 (略)

2

政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、 前項の規定により学校が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、 政府から学校に対し出資されたものとする。 建物その他の財産で

3·4 (略

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 (平成十六年法律第三十一号)

(船舶保安管理者)

第八条 (略)

2 とができる。 国土交通大臣は、 独立行政法人海技大学校 (以下「大学校」という。) に前項の講習の実施に関する業務の全部又は一部を行わせるこ

3~5 (略)

(手数料の納付)

第四十八条 勘案して政令で定めるものに限る。附則第四条第九項において同じ。)を除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料 を国に、 法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であって、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を 第二号に掲げる者は、 第一号及び第三号から第五号までに掲げる者(第三号から第五号までに掲げる者にあっては、国及び独立行政法人 実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を大学校に納付しなければならない。 (独立行政

- 法定検査又は第二十六条第一項の検査を受けようとする者第八条第一項の講習(大学校の行うものに限る。)を受けようとする者第八条第一項の講習(国土交通大臣の行うものに限る。)を受けようとする者

- 兀 の交付を受けようとする者に限る。) 船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の交付を受けようとする者(船級協会が船級の登録をした国際航海日本船舶に係るこれらの証書
- 五. 船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の再交付又は書換えを受けようとする者

2

前項(第二号に係る部分に限る。)の規定により大学校に納付された手数料は、大学校の収入とする。